

名寄市議会政務活動費の交付に関する条例

平成18年3月27日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、名寄市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、名寄市議会における会派又は会派に属さない議員に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（議員の任期満了による一般選挙後の新たに会派が結成された日の属する月にあつては、当該会派が結成された日）における当該会派の所属議員に月額1万円を乗じて得た額を交付する。

2 会派に属さない議員に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する会派に属さない議員に対して月額1万円を交付する。

3 政務活動費は、4月15日に当該年度分を交付する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日に交付する。

4 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の政務活動費については、任期満了の日の属する月までの月数分を交付し、議員の任期満了により新たに結成された会派又は新たに会派に属さない議員となった者から最初の交付申請があった日から起算して30日以内に当該会派の結成の日又は当該会派に属さない議員となった日の属する月から当該年度の3月までの月数分を交付する。

5 第3項の規定にかかわらず、前項に規定する事由以外により新たに結成された会派又は新たに会派に属さない議員となった者に対する最初の政務活動費の交付については、交付申請のあった日から起算して30日以内に当該会派の結成の日又は当該会派に属さない議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から当該年度の3月までの月数分を交付する。

6 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の所属議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派に属さない議員が会派に所属したとき、又は任期満了前に議員の身分を失ったときは、その事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、当月）以降の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派又は会派に属さない議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 政務活動費の交付を受ける会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支及び活動報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び会派に属さない議員は、規則で定めるところにより、領収書又はこれに準ずる書類を添付して、政務活動費に係る収支及び活動報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支及び活動報告書は、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

3 議員の任期満了による一般選挙が行われる年度の任期満了の日の属する月までに交付を受けた政務活動費に係る収支及び活動報告書の議長への提出は、議員の任期満了の日の翌日から起算して30日以内に行わなければならない。

4 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき又は政務活動費の交付を受けた会派に属さない議員が会派に所属したとき若しくは任期満了前に議員の身分を失ったときは、第2項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は新たに会派に所属した会派に属さない議員若しくは任期満了前に議員の身分を失った議員は、その事由が生じた日の翌日から起算して30日以内に政務活動費に係る収支及び活動報告書を議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派又は会派に属さない議員が、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は会派に属さない議員がその年度において市政の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支及び活動報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支及び活動報告書を、政務活動費の支出を行った日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支及び活動報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 前項に規定する調査において、会派又は会派に属さない議員からの聞き取り及び説明が必要となったときは、会派又は会派に属さない議員は誠実に対応しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成20年9月1日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月4日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年3月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の名寄市議会政務調査費の交付に関する条例(平成18年条例第10号。以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。この場合において、当該政務調査費を平成25年3月1日から平成25年3月31日までの間に経費として充てる場合は、「政務調査費」として扱い、当該政務調査費に係る報告は、旧条例による収支及び調査報告書を適用する。

附 則（平成30年12月21日条例第36号）

改正

令和元年6月3日条例第3号

この条例は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第8号）

改正

令和元年6月3日条例第3号

この条例は、令和元年5月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月3日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月17日条例第12号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| | |
|-----------------|---|
| 調 査 研 究 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費（資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等） |
| 研 修 費 | 会派又は会派に属さない議員が研修会を開催するために必要な経費並びに団体等が開催する研修会の参加に要する経費（講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等） |
| 広 報 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う活動並びに市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等） |
| 広 聴 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う住民からの市政並びに活動に対する要望、意見の聴取及び住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等） |
| 要 請 ・ 陳 情 活 動 費 | 会派又は会派に属さない議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等） |
| 会 議 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う各種会議並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等） |
| 資 料 作 成 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等） |
| 資 料 購 入 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う活動に必要な図書及び資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等） |
| 人 件 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、賃金等） |
| 事 務 所 費 | 会派又は会派に属さない議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等） |